



経理の窓 6月号

平成25年6月1日号

例年より早い梅雨入り、思わぬ低い気温に、しまい残した冬物が再登場、それでも太陽ができれば、チリチリと焼けるような夏の日差しです。

今月の税務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第1期分の納付
社会保険 : 労働保険の申告と納付（7月10日迄）

平成25年度 法人税の主な税制改正内容

国税庁のホームページに、『平成25年度法人税関係法令の改正の概要』が掲載されました。詳細は、概要をご参照ください。

● 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は税額控除制度の創設

青色申告を提出する法人が国内設備投資を増加させた場合、その法人が国内で取得等した機械及び装置について、その取得価額の**30%の特別償却**又は、その取得価額の**3%の税額控除**との選択適用ができることとされました。

（適用を受けるには、要件があります。税額控除には限度があります。）

適用時期：平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

● 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

青色申告を提出する一定の中小企業等で、経営改善に関する指導及び助言を受けて、経営改善設備を取得等して指定の事業の用に供した場合には、その取得価額の**30%の特別償却**とその取得価額の**7%の税額控除**との選択適用ができることとされました。

確定申告書に指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しの添付が必要です。

器具備品は、一台または一基の取得金額が30万円以上、建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上の規模のものが適用対象資産となります。

適用時期：平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得等する経営改善設備に適用

● 雇員給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

青色申告書を提出する法人が、給与等支給額を増加させた場合、その支給増加額について**10%の税額控除（中小企業者等は20%）**ができることとされました。

次のイからハまでの要件をいずれも満たす場合に適用されます。

イ 雇員給与等支給増加額 \geq 基準雇員給与等支給額 \times 5%

ロ 雇員給与等支給額 \geq 比較雇員給与等支給額

ハ 平均給与等支給額 \geq 比較平均給与等支給額

適用時期：平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

- **雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除**

税額控除限度額について、基準雇用者一人当たり**40万円**（改正前20万円）に引き上げられました。

適用時期：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

- **試験研究を行った場合の法人税額の特別控除**

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が追加されました。

適用時期：平成25年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用

- **試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例**

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除限度額について、その**事業年度の法人税額の30%**（改正前20%）相当額に引き上げられました。

- **エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却**

即時償却の措置について、対象設備に熱電併給型動力発生設備が追加され、適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。

30%の特別償却の措置について、適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

適用時期：平成25年4月1日以後に取得等をするものについて適用

- **交際費等の損金不算入制度に関する改正**

中小法人に係る損金算入の特例について、**定額控除額が800万円**（改正前600万円）に拡大されるとともに、定額控除限度額に達するまでの金額の**損金不算入額が0**とされました。

適用時期：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

《お知らせ》

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者様の納付期限です。

該当される事業者様は、6ヶ月分の源泉税の資金をご準備ください。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.tstabei.com>

